

保 存 期 間 30 年

警 発 第 301 号

令和 3 年 4 月 1 日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

犯罪被害者等の支援に関する指針の制定について

警察庁長官官房長から発出された別添「犯罪被害者等の支援に関する指針の制定について」（平成20年10月31日付け警察庁丙給厚発第34号）は、有効期間が令和26年3月31日に延長されているので、事務処理上誤りのないようにされたい。

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
　　府内各局部課長
　　各附属機関の長
　　各地方機関の長

警察庁内給厚発第34号
平成20年10月31日
警察庁長官官房長

「犯罪被害者等の支援に関する指針」の制定について

本日、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成20年国家公安委員会告示第25号。以下「指針」という。）が、別添のとおり告示された。

指針の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、指針に基づき、警察による犯罪被害者等への支援が一層充実されるよう努めるとともに、民間の犯罪被害者支援団体の活動の促進を図るための各種施策の推進に努められたい。

記

第1 趣旨

犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体（以下「民間犯罪被害者等支援団体」という。）による支援は、公的機関のみでは十分に対応できない部分についてきめ細やかな対応を行うことができ、公的機関に比べ個々の犯罪被害者等が抱える事情に即したより柔軟で迅速的かつ継続的な支援が行えるといった意義を有している。しかしながら、現状においては、多くの民間犯罪被害者等支援団体の活動基盤は脆弱であり、団体によって実施可能な支援活動の内容に相当の格差があるという問題が生じている。そのため、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）に基づく「支援のための連携に関する検討会」等においても、民間犯罪被害者等支援団体全体の全国的な事業水準の向上と一定レベル以上の支援の確保を図るべきとされた。

これを踏まえ、平成20年4月に改正された法において

- 警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助の措置（法第22条第1項）に加え、
- 都道府県公安委員会による民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動促進のための措置（法第22条第3項）

が規定された。

そこで、以上の2つの措置の適切・有効な実施を図るため、このたび、国家公安委員会において、指針を定めたものである（法第22条第4項）。

第2 概要

1 犯罪被害者等の支援に関する基本的事項

警察本部長等及び民間犯罪被害者等支援団体に共通して、犯罪被害者等の支援

を実施する際に留意すべき基本的事項を定める。

2 警察本部長等による援助に関する事項

上記1に加えて、警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助を実施する際の留意事項を定める。

この点については、これまで「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示）によってきたところであるが、これを改め、新たに「民間犯罪被害者等支援団体との連携・協力」、「犯罪被害者等に対する情報提供及び相談体制の充実」等を追加した。

3 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進に関する事項

民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、都道府県警察においてとるべき措置の具体的な内容と、これを実施する際の留意事項を定める。

第3 運用上の留意事項

1 指針の対象範囲

指針の内容は、原則として犯罪被害者等の支援全般について妥当するものであって、法第2条第3項に規定する犯罪被害者又はその遺族に限定されるものではない。

2 教養の徹底等

犯罪被害者等と接する第一線警察官に対し、犯罪被害者等の支援を実施する際の留意事項についての教養を徹底するなどにより、指針に従った犯罪被害者等の支援が組織全体として実施されるように配慮すること。

3 民間犯罪被害者等支援団体の自主性の尊重

都道府県公安委員会による助言、指導等の措置は、民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進を図るために行われるものである（法第22条第3項）ことから、これらの措置を実施する際には、民間犯罪被害者等支援団体の自主性を尊重し、その自由な活動の妨げや過度の負担となることがないようにしなければならない。

4 地方公共団体との連携

途切れることのない犯罪被害者等の支援を実施するため、民間犯罪被害者等支援団体のみならず、都道府県、市町村をはじめとする関係機関、団体との連携体制の確保・充実に努めること。また、民間犯罪被害者等支援団体の人的・物的基盤の充実を図るために、地方公共団体の役割が重要であり、各都道府県の実情を踏まえつつ、所要の働き掛けを行うこと。

5 積極的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者等の支援やその意義が、地域や世代を問わず広く社会に周知されるよう、民間犯罪被害者等支援団体等とも連携の上、中学校・高等学校における授業、大学生を対象とした講義や地域における各種会合における講演等様々な機会を利用して広報啓発活動を行うこと。

告示

(号外第 238 号)

○國家公安委員会告示第二十五号
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十二条第四項の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関する指針を次のように定めたので、告示する。

國際公文書委員会委員長　左近
犯罪被害者等の支援に関する指針

二の指針は、犯罪被害者等賄付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第22条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により警察本部長等が行う犯罪被害者等に対する援助及び同条第3項の規定により福島県公安委員会が行う犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体（以下「民間犯罪被害者等支援団体」という。）の自主的な活

なお、法第22条第1項及び第3項の規定に基づく措置は、法第2条第3項に規定する犯罪被害者又はその遺族を対象とするものであるが、これと他の犯罪被害者等の支援を区別して実施することは困難であり、また適当でもないのであって、この指針の内容は、特段の事情のない限り、犯罪被害者等の支援全般について妥当するものである。

第2 犯罪被害者等の支援に関する基本的事項

犯罪被害者等の支援を実施する際には、次に掲

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第3条第1項が「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保護される権利を有する」と規定していることを踏まえ、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等が社会の一員として有する尊厳を尊重し、これに基づき正しい支援が行われるよう十分配慮することが必要である。

2 犯罪被害者等の置かれた状況に対する理解
犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、また、時間の経過とともにその直面する問題も種々に変化する。基本法第3条第2項が「犯罪被害者等のための施設は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする」と規定していること等を踏まえ、個々の事情に応じた適切な支援を行うために、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも留意することが必要である。

3. 犯罪被害者等のニーズに即した支援の実施
犯罪被害者等の支援に当たっては、その支援が犯罪被害者等のニーズ（犯罪被害者等が現に求めるもの）ほか、犯罪被害者等にとって必要と認められるが、犯罪被害等による精神的打撃等により犯罪被害者自らがまだ自己的には求めっていないものを含む。以下同じ。）に即した適切なものとなるよう、犯罪被害者等が何を望んでいるか、犯罪被害者等に何が必要かを常に念頭に置いて、行うことが必要である。

犯罪被害等の早期軽減は、犯罪被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに、犯罪被害者等の受ける苦痛を緩和することにより犯罪被害等からの立ち直りを促進するために極めて重要な意義を有する。このような犯罪被害等の早期軽減の重要性にかんがみ、犯罪被害者等の支援に当たつ

ては、犯罪被害の発生直後から継続的に行われるようになることが必要である。

犯罪被害者等の中には、相談や支援を要請する方法も分からぬまま、困難な状況に陥

る者も存在している。犯罪被害者等が必要な支援を必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、犯罪被害者等からの要請を持つのみではなく、犯罪被害後の経過に応じた適宜適切な支援を、支援に携わる者の側から提示するなど積極的な働き掛けを行うことが必要である。

6 犯罪被害者等に対する情報提供及び適切な説明

基本法第1条は、犯罪被害者等が日常生活におけるため、必要な情報の提供及び助言を行うことを規定している。刑事手続や各種の支援に関する必要な情報が提供されることは、犯罪被害者等支援の基礎であり、個々の事情に応じて必要となる様々な情報を、適切な時期に提供することが必要である。また、犯罪被害者等は、報復直後から、様々な形の刑事又は民事の手続きの実施の場面に遭遇する

9 犯罪被害者等の安全確保
犯罪被害者等の多くが、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いている。基本法第15条が、犯罪被害者が更なる犯罪被害等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために必要な施設を講ずることを規定していることにかんがみ、犯罪被害者等の支援の実施に当たっては、再被害防止に努めることが必要である。また、再被害防止に対する不安は、被害申告等で語られることが多いなど犯罪被害者等の大きな負担となることから、不安を解消するよう配慮することが必要である。

犯罪被害者等の支援に携わる者は、犯行被害者等の状況を閑近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の露出しに直面することから、極めて強いストレスを受ける場合がある。そこで、犯罪被害者等の支援に携わる者が適切にその活動を行うためには、これらの者に精神的支えとし、犯罪被害者等の支援により自分が受けける

ストレスに関する知識を教示してストレスに備えさせることや、助言及び指導を行うアドバイザーを配置するなどの皆様をとることはより、これらの者に対する心理的影響に配慮することが必 要である。

また、犯罪被害者等の支援の実施に伴うストレスは、支援に携わる者自らが容易に認識できることができない場合や、問題の自覚があってもそれに対して自ら適切な措置をとることができない場合もあるため、その指導に当たる者が支援に携わる者の活動状況を確実に把握し、ストレスを抱えていないかどうか、その言動に対し常に注意を払うとともに、必要な場合には早期に適切な対応をとることができるように配慮することが必要である。

途切れるようにのことのない支援

本邦第3宋第3頃が、
被害を受けたときから再び

8 プライバシーへの配慮

犯罪被害者等は、周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合がある。これを防止し、支援に当たって犯罪被害者等の名前又は生活の平穀を害することがないようにするため、犯罪被害者等のプライバシーに十分に配慮することが必要である。

犯罪被害者等の平穏な生活の回復には長期間を要するが、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって支援が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要などきに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援が実施されていくことが必要である。

12 民間犯罪被害者等支援団体と警察との有機的な連携

基本法第7条が定めているとおり、犯罪被害者が平穏な生活を回復するための途切れることのない支援を行うためには、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体が相互に連携を図りながら協力していくことが必要である。

特に、犯罪被害者等が、被害直後から中長期にわたり、希望する場所で、犯罪被害者等の多様なニーズに応じて支援を途切れなく受けられるようにするためには、犯罪被害の直後から犯罪被害者等の支援に当たる警察と、警察等の公的機関では十分に対応できない、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな支援を継続的に実施できる民間犯罪被害者等支援団体との間で、相互の役割分担や連絡方法等について認識の共有を図り、難き日のない有機的な連携が行われることが必要である。

第3 犯罪本部長等による援助に関する事項

警察本部長等による援助を実施する際には、第2の基本的事項に加え、次に掲げる事項に留意することとする。

1 犯罪被害者等に対する援助における警察の役割の認識

犯罪被害者等に対する援助は、警察を始めとする様々な公的機関や民間犯罪被害者等支援団体により行われているが、とりわけ警察等は、通常、犯罪被害の直後から犯罪被害者等と接することから、犯罪被害者等にとって最も身近な機関である。特に、警察が中心的な役割を果たす犯罪被害等の早期警戒は、犯罪被害等に対するものである。警察本部長等は、適切かつ効果的な犯罪被害者等に対する援助を実施するための基盤整備

- (1) 警察職員に対する指導及び教養。
- (2) 指導及び教養の実施方針
- (3) 適切かつ有効な犯罪被害者等に対する援助を実施するための基盤整備

ア 指導及び教養

警察が犯罪被害者等に対する援助を適切かつ効果に行うためには、犯罪被害者等に対する個々の警察団体が、警察によつて効果的な犯罪被害者等に対する援助の意識、犯罪被害者等に対する援助をそのニーズに即して十分に実施するため、事情聴取を行うこと等を通じて犯罪被害者等に接触したこととなつた警察職員のみに任せることによって十分に理解しておかなければならぬのでなく、その確実な実施のため

間を要するが、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって支援が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要などきに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援が実施されていくことが必要である。

12 民間犯罪被害者等支援団体と警察との有機的な連携

基本法第7条が定めているとおり、犯罪被害者が平穏な生活を回復するための途切れることのない支援を行うためには、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体が相互に連携を図りながら協力していくことが必要である。

特に、犯罪被害者等が、被害直後から中長期にわたり、希望する場所で、犯罪被害者等の多様なニーズに応じて支援を途切れなく受けられるようにするためには、犯罪被害の直後から犯罪被害者等の支援に当たる警察と、警察等の公的機関では十分に対応できない、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな支援を継続的に実施できる民間犯罪被害者等支援団体との間で、相互の役割分担や連絡方法等について認識の共有を図り、難き日のない有機的な連携が行われることが必要である。

3 各種施策の実施状況の把握

警察においては、犯罪被害者等に対する援助に際し、犯罪被害者等からの照会に応じる窓口の設置や犯罪被害者等に対する援助活動を推進する警察職員の指定等、各種施策の整備及び充実に努めてきたところである。これらの施策等は、警察の推進する他の施策と同様、国民の生活に直接影響を及ぼすものであるから、その実施状況について客観的な評価を行って、その結果をその後の施策の実施に適切に反映させることが求められる。そこで、警察本部長等は、各種施策の確実な実施を確保するとともに、必要があれば施策に見直しを加えてより効果的な犯罪被害者等に対する援助を行うため、実施状況を定期的かつ正確に把握し、その効果を適切に判断することが必要である。

4 犯罪被害者等に対する援助

ア 指導及び教養

警察職員に対する教養においては、犯罪被害者等に対する援助に關する内容を盛り込むこととする。

イ 基本的な指標事項

警察職員を対象とする教養においては、犯罪被害者等に対する援助に關する基本的な事項として次に掲げる内容を盛り込むこととする。

(1) 犯罪の意義、施策の推進及び関係法令の運用に関する方策

(2) 犯罪被害者等の心情及び犯罪被害者等が面臨する問題

(3) 犯罪被害者等と接するに当たつて配慮すべき事項

(4) 二次的被害を防止するために配慮すべき事項

(5) 犯罪被害給付制度の概要

(6) 犯罪被害者等に対する援助を行う公的機関、民間犯罪被害者等支援団体等との連携の方策

(7) 関係者の名義その他の権利利益への配慮

イ 犯罪被害者等に対する援助に關する指標

犯罪被害者等に対する援助は、その成績及び効果を客観的に測ることが難しいことから、表彰や賛揚的な勤務評定の対象となりにくいう側面がある。犯罪被害者等に対する援助の重要性についてすべての警察職員に認識させ、その効果的な実施を徹底するため、個々の警察職員による犯罪被害者等に対する援助に関する諸施策の推進状況を常に正確かつ確実に把握しておき、公正かつ適切な評価を行ふこととする。そのため、犯罪被害者等に対する援助に從事する警察職員の活動の状況及び結果を犯罪被害者等支援担当部署に集約するなど報告の系統を確立することとする。また、効果的な事業については、積極的な評価及び表彰並びに職員への嘉賞紹介を行い、犯罪被害者等に対する援助に係る意識の高揚と個々の職員の事務処理能力の向上を図るとともに、不適切な受ける場合が多いことを自覚し、その原因と責任の所在を明確にし、適切に対処するなど、犯罪被害者等に対する援助に關する個々の施策の実施要領等について十分に理解しておかなければならぬのでなく、その確実な実施のため

ウ 犯罪被害者等に対する援助に使用する施設及び資機材の整備及び活用

犯罪被害者等は、事情聴取を受けるなどにより捜査に協力する際、不適切な取り扱いを受けることにより、二次的被害を

(2) 関係機関・団体との連携・協力

犯罪被害者等の支援に当たっては、当該被害者等の立場を尊重するうえで、柔軟に対応する方針を取る。

(1) 広報啓発活動の重要性

三

被検者等に対する援助の措置に関する説明を丁寧に行うとともに、刑事手続の概要の説明、捜査の経過等の通知を行うことにより、犯罪被害者等の不安感を軽減することが必要である。

犯罪被害に遭遇した被害者等が安心して援助を求めることができるようにするためには、日頃から犯罪被害者等に対する援助を行う機関及び団体やそれらが提供する援助の窓口等を明確に示すとともに、

ように工夫された施設及び資機材を充実させ、積極的に活用することとする。さらに、被験者が逮捕されていない場合等犯罪被害者等が安全の確保について不安を感じている場合に、不安全感を軽減するため、警備装置を貸与できるようにな

するなど、資機材の整備及び活用を進めることとする。
関係都道府県警察、関係する機関及び団体との連携等

司法省は、犯行場所や犯罪被害者等の住所地が二以上の都道府県警察又は警察署の管轄区域にわたる事件においては、関係する都道府県警察又は警察署が相互に連絡して犯罪被

害者等に対する援助を行う必要がある。また、凶悪な事件や大盤の刃傷殺害者等を伴う事件が発生し、その発生地を管轄する都道府県警察又は警察署の体制では十分な犯

非被害者等に対する援助ができない場合、その実施に必要な人員及び資機材を確保するため、隣接し、又は近接する都道府県警察又は警察署との連携が必要である。そこで、犯罪被害等の発生時に迅速な連携

をとることができるよう、平素から、他の都道府県警察又は警察署との間における連携窓口を定め、相互の連絡体制を構築しておくこととする。さらに、必要に応じ、警察署とも積極的に連携をとることとする。
また、途切れることのない犯罪被害者等の支援を実施するため、犯罪被害者支援部門のみならず、事情聴取等を通じて犯罪被害者のみならず、事情聴取等を通じて犯罪

2) 関係機関・団体との連携・協力

都道府県警察又は警察署ごとに、地方検察庁、弁護士会、医師会、地方公共団体の社会福祉担当部局等犯罪被害者等に対する援助に関する機関及び団体が相互に連携し、犯罪被害者等のニーズにこたえる体制を整備するための協議会（以下「連絡協議会」という。）が設置されているところである。

連絡協議会の運営に当たっては、犯罪被害者等に対する援助に関する機関及び団体の幅広い参加を働き掛け、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな援助が行われる体制を整備するとともに、犯罪被害等の発生後速やかに連携して効果的な犯罪被害者等に対する援助を行うことができるよう、各機関等との情報関係の構築、連携体制の確立に努めることとする。

とりわけ、大規模な事件が発生した場合には、時々刻々変化し、複雑かつ錯そうした状況の下で、各機関が迅速かつ円滑に意思疎通を行い、情報を共有し、事態の推移に応じそれぞれがその絆力を挙げ、かつ、一貫的に対応するなど機動的に連携する必がある。そこで、平素から他の地域での取扱事案を紹介するなどして積極的に情報交換を行うとともに、事件発生時には、迅速かつ的確に犯罪被害者等に対する援助に専門的・効率的・効果的な支援を行うこととする。

3) 民間犯罪被害者等支援団体との連携・協力

民間犯罪被害者等支援団体による支援は、公的機関のみでは十分に対応できない部分についてきめ細かな対応を行ふことが可能で、公的機関に比べ個々の犯罪被害者等が抱える事情に即した、より柔軟で迅速かつ継続的な支援が行えるといった意義を有する。したがって、犯罪被害者等のニーズに応じた多面的な支援を行うこととする。

6 犯罪被害者等に対する情報提供及び相談体制の充実
犯罪被害者等の支援に当たっては、当該被害者等の要望を踏まえ、警察の行う犯罪被害者等に対する援助の措置に関する説明を丁寧に行うとともに、刑事手続の概要の説明、捜査の経過等の通知を行うことにより、犯罪被害者等の不安感を軽減することが必要である。また、犯罪被害者が自らが必要とする支援の内容について正しく認識することができない場合があることに配慮し、警察及び隣接機関・团体が提供している援助の内容等について情報提供や相談に応じることが必要である。
そこで、犯罪被害者等の誰もが必要なときにはいつでも、情報の入手や相談ができるよう犯罪被害者等に携わる職員への各種制度に関する知識の習得の促進を図るとともに、相談窓口における各種制度の案内書の配布及び説明会の開催・団体との迅速かつ確実な連携を進めることとする。一方で、犯罪被害者等が安心して相談できるよう、性別犯罪相談窓口への女性警察官の配置、カウンセリング専門職員の実施、専門医科によるカウンセリングの実施、専門医科による電話によるカウンセリングの実施等、各所管部局が実施するため、犯罪被害者等早期援助団体との連携、協力を図っていくこととする。

7 関の紹介等を進めるよう努めることとする。
捜査過程における二次的被害の防止

いて、寄附、助成等の民間資金の活用が図られることが期待される。

犯罪被害者等の支援に関する広報啓発を行う場合においては、犯罪被害者等のプライバシーに十分配慮することとする。特に、個別事件について報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めることとする。

罪被害者等の年齢、性別、家庭環境、事件の態様、社会的反響等に応じたきめ細かな対応を行うこととする。

また、犯罪被害者等が近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道にてより二次的被害を受ける場合があることにから、犯罪被害者等の要望があり、かつ、

犯罪被害者等の支援に関する広報啓発の重要性を踏まえ、財團機関や民間団体被害者等支援団体とも連携の上、ポスター及びパンフレットの配布やインターネットの活用、講演会の開催、各種会合での講話、その他の様々な機会を利用して、広報啓発活動を一層促進することとする。

- (2) 関係機関・団体との連携
犯罪被害者等が被害に遭ってから再び平穏な生活を回復するためには、被害直後から中長期にわたり、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に二度に応じた支援を途切れなく受けられるようになることが必要であるが、犯罪被害者等のニーズは多種多様であり、時間の経過とともに必要とされる支援内容も変化する。
- (2) 関係機関・団体との連携
犯罪被害者等が被害に遭ってから再び平穏な生活を回復するためには、被害直後から中長期にわたり、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に二度に応じた支援を途切れなく受けられるようになることが必要であるが、犯罪被害者等のニーズは多種多様であり、時間の経過とともに必要とされる支援内容も変化する。

9 犯罪被害者等の安全の確保
犯罪被害の発生直後には、まず犯罪被害等の安全を確保することが必要である。再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等については、防犯指導、警戒等を実施するなど、再被害防止の措置を推進することとする。また、再被害に対する不安を解消するため、被被害者連絡制度や犯罪被害者等に関する個人情報の取扱い等の適切な運用を図るよう努めることとする。

第4 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進に関する事項
都道府県公安委員会は、民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するため、第2の基本的事項及び次の1に掲げる事項に留意しつつ、次の2に掲げる措置を実施するよう努めなければならない。

1 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置を実施する際の留意事項

(1) 民間犯罪被害者等支援団体の自主性の尊重

民間犯罪被害者等支援団体による犯罪被害者等の支援は、公的機関のみでは十分に対応できない、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな対応が行えるといった点に大きな意義を有する。

このような民間犯罪被害者等支援団体による支援活動の特性にからみれば、民間犯罪被害者等支援団体の活動は、関係機関と連携協力を図りつつも、各団体に根ざして自立的なものであるべきであり、民間犯罪被害者等支援団体についても、その自主性が尊重される必要がある。

(2) 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が被害に遭ってから再び平穏な生活を回復するためには、被害直後から中長期にわたり、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に二度に応じた支援を途切れなく受けられるようになることが必要であるが、犯罪被害者等のニーズは多種多様であり、時間の経過とともに必要とされる支援内容も変化する。

ことから、あらゆるニーズを単独の組織で満たすことは困難である。そのため、犯罪被害者等の支援に携わる様々な関係機関が必要であり、制度や担当機関が替わっても連続性をもって支援が行われるよう、関係機関・団体の連携を一層充実・強化し、その連携密度の底上げを図る必要がある。

(3) 保秘の徹底
犯罪被害者等早期援助団体の職員等については、犯罪被害者等の支援に従事するに当たって知り得た秘密についての保秘義務が課されているが、犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、指定を受けない民間犯罪被害者等支援団体についても、支援を通じて知った犯罪被害者等のプライバシーに十分配慮し、保秘の徹底を図る必要がある。

2 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置の具体的な内容

(1) 犯罪被害者等の支援に携わる者の知識向上に係る措置
民間犯罪被害者等支援団体による犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を回復するための途切れることのない正しい支援を実現する上で、必要不可欠なものであるが、各団体において実際に支援に携わる者の知識・技能が十分でなければ、犯罪被害者等に対して二次的被害を与えることになりかねない。また、全国的に一定水準以上の支援が行われる必要がある。そこで、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能を持つ人材を育成するため、都道府県公安委員会は、民間犯罪被害者等支援団体に対し、次に掲げる措置を実施することとする。

(2) 犯罪被害等の実態に関する情報の提供
各地域における犯罪被害者等のニーズに応じた犯罪被害者等の支援を実施する上で必要となる知識の向上を図るために、犯罪被害相談、捜査等を通じて警察が有する、犯罪被害者等が直面する社会的、経済的因素や、その身体的・精神的負担等の犯罪被害者等についての実態に関する情報を提供を行うこととする。

イ 犯罪被害者等の支援に役立つ事例等に関する情報の提供
犯罪被害者等の心身の健康を回復させ、再被害防止の措置を実施することとする。

ア 他の行政機関等における支援内容に関する情報の提供
関係機関・団体間における適切な連携を実現し、途切れることのない犯罪被害者等の支援を行なうためには、犯罪被害者等支援団体におけるこのような知識を持つ人々の支援に携わる者が、支援に資する様々な制度に關し十分な知識を有する必要である。民間犯罪被害者等支援団体におけるこのような知識を持つ人々の支援を行なうためには、犯罪被害者等支援団体の育成に資するため、他の行政機関等における犯罪被害者等の支援内容に関する情報提供を行なうこととする。

ウ 犯罪被害者等の支援における二次的被害を防止するための留意事項に関する情報の提供
犯罪被害者等の支援に携わる者の言動により犯罪被害者等が二次的被害を受けないことがないよう、犯罪被害者等の支援を実施するに当たって留意すべき事項に關する情報提供を行うこととする。

エ 犯罪被害者等の支援における助言
民間犯罪被害者等支援団体の組織規模やその活動地域によって提供される支援の内容や質が大きく異なることのないよう、民間犯罪被害者等支援団体における研修の一一定程度の均質化を図るため、研究会に係る措置

カリキュラムに関する助言
民間犯罪被害者等支援団体の組織規模やその活動地域によって提供される支援の内容や質が大きく異なることのないよう、民間犯罪被害者等支援団体における研修の一一定程度の均質化を図るため、研究会に係る措置

イ 犯罪被害者等のニーズは多種多様な分野に及んでいるため、必要な支援についての情報提供・相談、適切な機関・団体への橋渡し等を行うコーディネーターの配置が重要である。そこで、民間犯罪被害者等支援団体がコーディネーターの配備に向けた基盤を整備するため、犯罪被害者等の支援に関する高度かつ広範な知識を有し、犯罪被害者等や関係機関・団体との対応に精通するなど、実践に裏打ちされた高い能力を身に付けたコーディネーターの育成を研修等を通じて支援することとする。

オ 犯罪被害者等の支援に携わる者の研修
に対する講師の派遣
民間犯罪被害者等支援団体が行う犯罪被害者等の支援に携わる者の研修の講師として、警察において犯罪被害者等の支援に携わる職員を派遣するなどして協力に努めることとする。

カ 犯罪被害者等早期援助団体等への情報の提供
犯罪被害者等の支援に携わる者の研修として、警察において犯罪被害者等の支援に携わる職員を派遣するなどして協力に努めることとする。

ウ 犯罪被害者等の早期援助団体等への情報の提供
犯罪被害者等が再び平穏な生活を回復するためには、関係機関・団体間における連携体制を構築するとともに、適切な連携が図られるよう、実際には犯罪被害者等支援団体の行う援助の概要や連絡先等の必要な情報提供を行うこととする。

強化が図られるよう、都道府県公安委員会は、民間犯罪被害者等支援団体に対し、次に掲げる措置を実施することとする。

ア 他の行政機関等における支援内容に関する情報の提供
関係機関・団体間における適切な連携を実現し、途切れることのない犯罪被害者等の支援を行なうためには、犯罪被害者等支援団体におけるこのような知識を持つ人々の支援に資するため、他の行政機関等における犯罪被害者等の支援内容に関する情報提供を行なうこととする。

平成20年10月31日

- (3) 人的・物的基盤の充実に係る措置
犯罪被害者等が再び平穏な生活を回復するためには、民間犯罪被害者等支援団体は必要不可欠な存在であるが、現在、これらの団体のはとんどが、財政面の脆弱さ、人材確保や人材育成の不十分さ、活動の地域的な格差等の問題を抱えている。そこで、民間犯罪被害者等支援団体の人的・物的基盤の充実を図るために、都道府県公安委員会は、民間犯罪被害者等支援団体に対し、次に掲げる措置を実施することとする。
- ア 財政的援助
民間犯罪被害者等支援団体が犯罪被害者等の支援において果たす役割の重要性に鑑み、民間犯罪被害者等支援団体が犯罪被害者等のニーズに対応するため細かな援助を行うための十分な財政的基盤を有していない場合は、地方公共団体と協議し、適切な財政的援助を可能な限り行うよう努めることとする。
イ 活動及び物品の貸与
民間犯罪被害者等支援団体の活動が充実するためには、活動拠点としての事務所等の提供や支援を実施する際に必要な物品の貸与が実質的に行われることが必要である。そのため、施設や会場の借用への協力等が促進されるよう、地方公共団体等に対して働き掛けを行うこととする。
- カ 設立支援
や犯罪被害者等支援団体の設立状況や民間犯罪被害者等早期救助団体の指定状況は、地域ごとに相違があることから、都道府県公安委員会は、次に掲げる段階で応じて、それぞれ必要な措置を実施することとする。
- (1) 民間犯罪被害者等支援団体を設立しようとする者に対しては、設立者が満たすべき条件や法人化のための手続等に従事する場合も民間犯罪被害者等支援団体においては、民間犯罪被害者等支援団体の設立を行うこととする。
- (2) 民間犯罪被害者等支援団体においては、犯罪被害者等の援助を行うこととする。

- (4) 民間犯罪被害者等支援団体による広報啓発活動の促進に関する指揮権
犯罪被害者等が平穏な生活を回復するための途切れることのない支援を実施するためには、関係機関・団体において行われる支援全般の内容について周知を図り、広く犯罪被害者等の支援への理解や協力を求めることが必要である。そこで、民間犯罪被害者等支援団体による広報啓発活動を促進するため、広報啓発を行なう様々な機会の提供を行うなどの協力をを行うこととする。
- 附 則
この告示は、公布の日から施行する。
- 2 1 平成十四年国家公安委員会告示第五号（警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針）は、廃止する。
- 金融庁告示第六十五号
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十一条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失つたので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき告示する。
- 平成二十年十月三十一日
- 一 佐藤 隆文
金融庁長官
- 二 猪股 幸恵
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道岩内郡岩内町字大浜十二番地五号
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月十二日
- 三 北野 友隆
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道士別市武蔵町四十四線東七号
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月十九日
- 四 永山 紀子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県いわき市内郷白水町広畑十二番地の一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月三十一日
- 五 水谷 紀子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県いわき市内郷白水町長井二三百八十一番地の二
許可年月日 平成二十年七月三日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月三日
- 六 潮川 實
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県むつ市大字城東中央三丁目四番地十七号
許可年月日 平成二十一年五月三十一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十一年五月三十一日
- 七 鶴見 功
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県鶴岡市白山丁三十七番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月十二日
- 八 五十嵐智子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県鶴岡市小岩川百六十三番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月十二日
- 九 松雄
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字冲二百七十五番
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年八月一日
- 十 犬伏 治作
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年十月一日
- 十一 川畑 鍾良
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 三重県熊野市青生町長井二三百八十一番地の二
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月三日
- 十二 井上 邦一
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福井県福井市運動公園一丁目二千二百八番地
許可年月日 平成二十一年五月二十日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十一年五月二十日
- 十三 谷口 葵子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 富山県魚津市観音堂千六百四十八番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月四日
- 十四 花登 正一
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 兵庫県美方郡香美町香住区上岡八十九
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月一日
- 十五 尚利
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県天草市有明町下津浦三千二百二十九番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月一日
- 十六 村上 秋夫
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県八代郡八代町市谷五百六番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年九月一日
- 十七 福田 治作
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 岡山県岡山市下牧八百二十三番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月二十日

- 一 佐藤 隆文
金融庁長官
- 二 猪股 幸恵
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道岩内郡岩内町字大浜十二番地五号
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月十二日
- 三 北野 友隆
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道士別市武蔵町四十四線東七号
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月十九日
- 四 永山 紀子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県いわき市内郷白水町広畑十二番地の一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月三日
- 五 水谷 紀子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県いわき市内郷白水町長井二三百八十一番地の二
許可年月日 平成二十一年七月三日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十一年七月三日
- 六 潮川 實
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県むつ市大字城東中央三丁目四番地十七号
許可年月日 平成二十一年五月三十一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十一年五月三十一日
- 七 鶴見 功
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県鶴岡市白山丁三十七番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月十二日
- 八 五十嵐智子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県鶴岡市小岩川百六十三番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月十二日
- 九 松雄
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字冲二百七十五番
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年八月一日
- 十 犬伏 治作
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年十月一日
- 十一 川畑 鍾良
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 三重県熊野市青生町長井二三百八十一番地の二
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月三日
- 十二 井上 邦一
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 福井県福井市運動公園一丁目二千二百八番地
許可年月日 平成二十一年五月二十日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十一年五月二十日
- 十三 谷口 葵子
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 富山県魚津市観音堂千六百四十八番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月四日
- 十四 花登 正一
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 兵庫県美方郡香美町香住区上岡八十九
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月一日
- 十五 尚利
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県天草市有明町下津浦三千二百二十九番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年七月一日
- 十六 村上 秋夫
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県八代郡八代町市谷五百六番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年九月一日
- 十七 福田 治作
銀行代理業者名
主たる営業所又は事務所の所在地 岡山県岡山市下牧八百二十三番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十年五月二十日